

第 4 回 堺市議会 議会報告会 記録

1. 開催日時・開催場所・参加者数

- (1) 開催日時 平成 26 年 11 月 24 日 (月・祝) 午後 1 時開会 (午後 2 時 48 分閉会)
- (2) 開催場所 堺市議会本会議場
- (3) 参加者数 28 名

2. 出席議員

会派名等	出席議員	サポート議員
議長	大毛 十一郎	
副議長	水ノ上成彰	
議会運営委員会委員長	吉川 敏文	
議会運営委員会副委員長	吉川 守	
公明党 堺市議会議員団	大林 健二 田淵 和夫 宮本 恵子	筒居 修三
大阪維新の会 堺市議会議員団	三宅 達也 池田 克史 米田 敏文	的場 慎一
自由民主党・ 市民クラブ	平田 大士 野村 友昭 高木 佳保里	池側 昌男
ソレイユ堺	木畑 匡 深井 重行	小堀 清次
日本共産党 堺市議会議員団	石本 京子 森 頼信	栗駒 栄一
会派に属さない議員	田中 丈悦	長谷川 俊英

3. 議会報告会進行内容

- (1) 大毛議長 開会あいさつ
- (2) 吉川敏文議会運営委員会委員長 司会進行

【第 1 部 議会報告】

- (3) 吉川守議会運営委員会副委員長 議会の結果説明
 - ①平成 25 年度決算審議の概要の報告
 - ②8 月・9 月定例会 上程議案の審議結果の報告

【第 2 部 議員との懇談】

- (4) 意見交換
- (5) 水ノ上副議長 閉会あいさつ

○午後 1 時開会

○大毛議長 それでは定刻になりましたので、第 4 回堺市議会議会報告会を始めます。

私は、堺市議会議長を務めております大毛十一郎と申します。どうかよろしくお願いいたします。本日は議会報告会に御参加をいただき大変感謝を申し上げたいと思います。厚く御礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、先般来から報道等で御指摘をいただき、皆様方にも大変御心配をおかけしております政務活動費の支出に関する件について御報告させていただきたいと思ひます。

御承知のとおり、ことし 8 月の 31 日以降、北野礼一議員に係る政務調査費・政務活動費、以降は政務活動費と申し上げますが、不適正使用が報道されまして、指摘をされたことを受けまして、議長及び議会運営委員会正副委員長において、北野議員への事情聴取及び書類等の調査を行いました。また、北野議員は、市民の議会に対する信用を失墜させたことの責任を重く受けとめ、過去 3 年間の政務活動費 1,050 万円全額返還するとともに、9 月 30 日付で議員を辞職いたしました。

この事件以来、市民からは北野前議員を含む複数の議員に対しまして住民監査請求がなされる事態となっており、一部議員には、既に厳しい監査結果が出されております。一方、8 月定例会終了後、私から全議員に対しまして、各会派及び個々の議員で改めて領収書等を精査し、市民等から疑念等を招きかねないと判断するものがある場合は、10 月末までに各会派代表を通じて議長に報告するよう、各会派代表者に伝えました。その結果、2 名の議員から 164 件、46 万 5,837 円分の取り消しの申し出がありました。返還額は 8 万 8,279 円でした。なお、前述の調査結果とは別に 3 名の議員から 48 件、131 万 1,150 円分の取り消しと、57 万 5,658 円を返還する旨の申し出がありました。

本来、政務活動費とは、会派及び議員が行う調査研究・研修・広報・広聴・住民相談・要請・陳情・各種会議への参加等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映する活動、その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものでありますが、北野前議員においては、政務活動費本来の目的から逸脱した使用実態や、運用指針を守らない行為の常習化、また正しい記録、申告などの義務についての認識が欠如していた結果、こういう事態になったと言わざるを得ないと考えます。

これらの政務活動費に関する一連の問題が発覚して以降、議会を代表して、政務活動費の適正な運用や取り組みに関する通知文の発信、口頭による領収書等の再点検の指示を行い、また、正副議長及び議会運営委員会正副委員長を中心として政務活動費の改善のための検討案を取りまとめるなど、市民の皆様の議会に対する信用を取り戻すため、政務活動費の運用の適正化に向けた取り組みを行ってまいりました。

特に、正副議長及び議会運営委員会正副委員長による政務活動費の改善のための検討案を

まとめ、11月の7日に開催されました議会運営委員会において承認をしていただき、実施していくことが決定されました。

主な内容につきましては、第1に、運用指針の厳格な適用と徹底を図るため、領収書の写しのほか、証拠書類の写しの提出を徹底するとともに、従来から行っております四半期、3カ月ごとに当該書類を提出し、議長による確認を受けることを徹底いたします。政務活動費の正しい活用を浸透させるため、議員研修会を開催いたします。

第2に、政務活動費の支出にかかわる内容や実態をより詳細に明らかにするため、雇用契約書またはそれに代わる書類の写し、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写し、並びに会計帳簿の提出を義務化すること。広報チラシやビラ等の印刷物については、成果物を添付すること。

第3に、調査体制の強化を図るため、議会事務局に職員OBなどを配置し、丁寧なチェックを行うこと。議長の調査を補佐するため、弁護士、公認会計士を想定しておりますが、外部の第三者委員に委嘱をして、書類審査を行うことであります。

なお、これらの内容は、原則として平成27年5月からの適用となりますが、提出期限の厳守など、すぐに対応できる内容につきましては、平成26年度内に対応することとしています。既に対応している一例として、政務活動費の正しい活用を浸透させるため議員研修会を12月18日に開催する予定であります。

最後に、これまでの本市議会議員の政務活動費の支出に関する問題で、市民の疑惑を招き、堺市議会に対する市民の信頼を大きくおとしめてしまったことは、議会を代表する議長として、大変遺憾に思っております。今後は二度と市民の皆様の批判や疑念を招くことがないよう、堺市議会として運用の厳格化になお一層努めてまいるとともに、市民の皆様方の信頼回復のために、運用指針の改正も含めて、改善案を市民の皆様を示していきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

では、議会報告会の進行に戻ります。

この議会報告会は、一昨年、10月14日に第1回、昨年3月31日に第2回目、11月17日に第3回目を開催しております。今回はその4回目となります。本日もどうか最後までお付き合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の総会司会進行を務めます吉川敏文議会運営委員長、よろしく進行のほどお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、皆さん、こんにちは。ようこそ第4回の堺市議会の議会報告会にお越しをいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

私、本日の総会司会を務めます議会運営委員長の吉川敏文でございます。どうかよろしくお願いいたします。

では、着座にて失礼いたします。

それでは、まず最初に、本日の進行スケジュールについて説明をいたします。

本日の議会報告会は、スクリーンに映っているとおりでございますが、２部構成で実施をいたします。第１部は議会からの報告でございます。そして第２部は、皆様と議員との懇談となります。第１部の時間は約２０分、第２部の時間は約９０分程度を予定をしております。第１部の内容といたしましては、平成２５年度の決算関係議案の審議概要、それから８月の定例会に上程されました議案の審議の報告をいたします。そして、第２部では健康福祉に係る本市の施策・事業についてを懇談テーマといたしまして、皆様と我々の議員の間で意見交換を行いたいと思います。質問を用意していただいている方、緊張されてるかと思いますけれども、１部はゆっくりしていただいて結構でございます。

それでは、このような方向で進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、ここで本日の議会からの出席議員を紹介をしたいと思います。冒頭挨拶をいたしましたのが、大毛議長でございまして、その隣から副議長の水ノ上成彰議員でございます。

○水ノ上副議長 皆さん、こんにちは。

○吉川敏文議会運営委員長 それから、私の右手、議会運営副委員長の吉川守議員でございます。

○吉川守議会運営副委員長 こんにちは、吉川守でございます。よろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 次は、各会派からの出席議員を紹介をいたします。公明党堺市議会議員団からは、宮本恵子議員。

○宮本議員 宮本恵子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 同じく田渕和夫議員。

○田渕議員 田渕でございます。本日はどうもありがとうございます。

○吉川敏文議会運営委員長 同じく大林健二議員。

○大林議員 大林でございます。よろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 大阪維新の会堺市議会議員団から米田敏文議員。

○米田議員 本日はよろしくお願い申し上げます。

○吉川敏文議会運営委員長 池田克史議員。

○池田議員 こんにちは。よろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 同じく三宅達也議員。

○三宅議員 三宅でございます。よろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 自由民主党・市民クラブから高木佳保里議員。

○高木議員 よろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 同じく野村友昭議員。

○野村議員 野村友昭です。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 同じく平田大士議員。

- 平田大士議員 平田大士です。よろしくお願いいたします。
- 吉川敏文議会運営委員長 ソレイユ堺から深井重行議員。
- 深井議員 深井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 吉川敏文議会運営委員長 木畑匡議員。
- 木畑議員 こんにちは。木畑です。よろしくお願いいたします。
- 吉川敏文議会運営委員長 日本共産党堺市議会議員団から森頼信議員。
- 森議員 森でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉川敏文議会運営委員長 石本京子議員。
- 石本議員 石本京子です。よろしくお願いいたします。
- 吉川敏文議会運営委員長 最後に田中丈悦議員です。
- 田中丈悦議員 田中丈悦です。よろしくお願いいたします。
- 吉川敏文議会運営委員長 その他、冒頭紹介あった議員等、本日の出席議員とは別にサポート議員、それから傍聴議員が参加しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速第１部、議会報告を始めたいと思います。

吉川守議会運営副委員長から報告をさせていただきます。

- 吉川守議会運営副委員長 どうぞよろしくお願いいたします。吉川守でございます。

それでは、第１部、議会報告を行いたいと思います。着座にて失礼をいたします。

まずは、スクリーンの表をごらんください。

議会では、市長から提出をされました条例、予算、決算などの議案や、議員から提出される政策条例などを審議し、最終的に議決により可否を決定いたします。この８月定例会では合計５８件の議案の提出があり、市長が提案した条例７件について全て可決、議員が提案した決議、意見書１０件は５件を可決、５件を否決いたしました。また、平成２５年度決算議案１１件は全て認定いたしました。その他の議案２８件は７件が可決、２１件同意という議決結果になっております。

それではまず、８月定例会における中心議案であります平成２５年度決算関連議案から順に主な案件を御報告いたします。

議会は、条例、意見書の審査のほかに重要な案件として予算・決算議案の審査を行います。８月定例会では、平成２５年度の決算の審査が行われました。一般会計、特別会計、企業会計、これらに関する１１件の決算議案が提出され、全議員賛成で認定をいたしました。

それでは、それぞれの会計の決算の状況について説明をいたします。

スクリーンをごらんください。

まず収支の状況についてであります。一般会計と他会計との重複する部分を調整した普通会計、特別会計、企業会計の全てにおいて黒字決算という好ましい結果となっております。普通会計決算の実質収支は３４年連続、単年度収支でも４年連続黒字となっております。

次に、財政の健全性についてでございます。

財政健全化判断比率は、財政運営の健全化を示す指標であり、早期健全化基準を下回れば下回るほどいいものですが、将来負担比率においては、早期健全化基準の400%に対し27.6%、実質公債費比率は早期健全化基準の25%に対し5.2%と大幅に下回っております。他の政令指定都市との比較ですが、将来負担比率は浜松市、さいたま市に続いて政令指定都市20市中3位、実質公債費比率は相模原市に次いで2位となっており、現在のところ、政令指定都市トップクラスの財政の健全性が確保できている状況と言えます。

しかしながら今後、高齢社会の進展による社会保障関係経費の増大、人口減少社会の到来による市税収入の減少など、地方自治体を取り巻く環境は厳しいものであると言えます。加えて、本市の中長期財政収支見通しでは、普通建設事業等の集中により、平成30年度までは市債残高が増加をし、基金を取り崩しながら、収支均衡を図るという厳しい財政状況が続くと予想をされております。

これらを踏まえて、決算議案の認定に当たり、議員から出された意見、要望の一部を御紹介いたします。

「質の高い行政サービスを安定して供給し続けるためには、より積極的な都市経営を展望しながら財政構造の転換を図る知恵と工夫が必要であり、その具体化を強く要望をする。」

「今後さらなる市税収入の増加を図る施策の展開が必要であり、また市税収入の増加のために産業振興、企業誘致、人口誘導等の施策の展開が求められ、これらを進めていく上では、本市1市単独での運営では限界があり、大阪市や他都市との連携が必要不可欠である。」

また、「政令指定都市としてのスケールメリットを生かして住民福祉を一層増進させること、さらなる権限と財源の移譲による身近な区役所づくりを進め、指摘した施策についてさらなる拡充の努力を求める」などの意見がございました。

今後とも本市の健全な財政状況が維持できるよう、議会審議のさまざまな場面において十分に監視をし、必要な政策提言を行うなど、チェック機関としての役割を果たしてまいります。

次に、条例について御報告を申し上げます。

スクリーンをごらんいただけますでしょうか。

今議会で可決した条例7件の内容でございます。まず、中でも議案第106号堺市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。この条例は、京都府福知山市の花火大会会場における最近の火災事例に鑑み、屋外の催しにおける防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成など、露店などを開設し、かつ対象火気器具等を使用する者に対して届け出を義務づけることとした所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第108号堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例についてですが、子ども・子育て支援法等の成立により、児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、厚生労働省令で定める基準を参考に、本条例を制定するものでございます。

次に、決議、意見書について御報告をいたします。

国や府・県の事務など堺市政の及ばない分野、または市民生活にかかわる重大な問題が生じた場合、市民生活を守るため、我々堺市議会は国については内閣総理大臣や各主務大臣宛てに、府は府知事などの関係行政庁に対して意見を提出したり、決議を行うことにより、堺市議会としての意思を対外的に表明をいたしております。

8月定例会では意見書5件を可決しました。この可決した意見書を内閣総理大臣を初めとする関係主務大臣などに議長名で提出をしております。

スクリーンをごらんいただけるでしょうか。

今議会で可決した意見書の内容でございます。奨学金制度、産後ケア体制、危険ドラッグ問題など、市民生活にとって緊急かつ重要なものについて意見書を可決し、関係機関に提出いたしました。

堺市議会は市民の皆様の生活を守るため、本市の行政はもちろん国や府などの動向にも注意を払い、決議、意見書により適時適切な形で今後とも本市議会の意思を表明してまいります。

以上は、議会に提出のあった議案に対する審議結果についての報告とさせていただきます。続きまして、堺市議会での議会改革の状況について御説明をいたします。

堺市議会では、平成23年6月に、議会の権能を高め、議会力の向上を図るため、継続的な議会改革に取り組むことを目的に、議会力向上会議を設置いたしました。これまで19回の会議を開催し、市民の皆様のための議会となるべく、議会改革を進めております。議会力向上会議の成果である議会改革の骨格となるのが堺市議会基本条例であります。この議会基本条例は、議会力向上会議に議会基本条例策定のための作業部会を設置し、11回の会議を経て、議会基本条例を策定し、平成25年3月、全議員の賛成により可決し、同年4月1日に施行したものであります。この議会基本条例は、議会に関する基本事項や議会改革に関することが規定されており、この後説明申し上げます議会基本条例に規定しておりますさまざまな改革項目を試行的に実施した後、本格的に実施をしております。

ではここで、堺市議会の主な議会改革の実績を御紹介いたします。

スクリーンをごらんいただけますでしょうか。

まずインターネット議会放映の実施です。平成23年2月から本会議のインターネット生中継、録画放映、平成25年8月には議会運営委員会を除く全ての委員会のインターネット生中継、録画放映を実施しており、オンデマンドで視聴できる環境が整ったことは、市民に開かれた議会に寄与しているものと考えております。

次に、本会議、委員会における携帯端末機器の使用許可です。これはノートパソコンや iPad などのタブレット端末の会議への持ち込みについて、議員の自律的な利用を認めたものであり、議員の質疑の充実や迅速な情報収集に資するものでございます。

次に、本会議における一問一答制の導入です。これは議員の発言回数の制限を撤廃したものであり、市民にわかりやすい議会運営につながるものでございます。

次に、きょうで4回目の開催となります議会報告会でございます。市民が参加する充実した議会報告会となるよう、開催方法等について検討を重ねておるところでございます。

次に、平成25年11月から本格実施しております請願・陳情者の意見陳述でございます。これは請願・陳情者が請願・陳情を提出するに至った思い等を委員会の中で意見陳述していただくものであり、議会への市民参加に大きくつながるものであります。

次に、委員会における委員間討議の実施です。これは委員会が必要に応じて委員間討議を行い、調査及び審査の充実を図り、市政や議案などについての課題や論点を明確にするものであります。平成25年5月から現在も試行中でありまして、運営方法、課題等を検証しているところでございます。

次に、平成26年5月から本格実施しております議案質疑の充実です。堺市議会では従前、議案質疑と一般質問を一括して実施しておりましたが、議案質疑が見えにくくなる弊害が生じておりました。これを解決するために、予算、決算議会以外の議会、つまり5月定例会と11月定例会では、議案質疑に特化した場を別に設けることとしたものであります。

次に、議員定数、議員報酬の改定です。平成25年6月に改正条例を可決し、議員定数は来年4月の一般選挙から、現在の52人から48人へ改め、議員報酬は平成27年4月まで現在の議員任期いっぱい5%を減額することとしたものでございます。

次に、平成25年6月から実施しております議案に対する賛否の公表でございます。堺市議会では、会派の中で賛否が割れた場合、個別の議員名まで公表することとしております。

次に、市長等の趣旨確認のための発言の許可です。これは市長と理事者が議員に対して質疑の内容や趣旨を確認するための発言を認めたものであり、議会審議の充実と市民にわかりやすい議論の展開が図れます。

最後になりますが、平成26年8月から議案書をホームページ上で事前公開するとともに、こちらにあります傍聴者向け大型スクリーンの設置など、会議の積極的な公開と傍聴しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上が、堺市議会における主な議会改革の取り組みでございますが、その骨格として位置づけるのが堺市議会基本条例であり、単なる改革の実績の積み重ねだけではなく、情報公開、市民参加、議会の権能強化といった項目がバランスよく規定されているのが本条例の特徴でございます。このように議会力向上会議を設置してから、現在まで約3年半が経過し、現在もさらなる議会改革の推進に向け協議をしておりますが、これらの取り組み結果は全国的に

も高い評価を受けているところでございます。

スクリーンをごらんいただけるでしょうか。

ことしの6月に行われた議会改革度に関する二大調査で、早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査2013と、日本経済新聞社による議会改革度調査でございます。まず、早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査2013において、調査対象の都道府県、市町村議会1,444議会中、本市議会が第3位にランキングをされました。この調査は、地方議会の改革度を示すランキングで、議会の情報公開、住民参加への取り組み、議会権能の強化に向けた取り組み等を点数化し、順位づけたものでございます。過去のランキングですが、平成22年度は第82位、平成23年度は第81位、平成24年度は第84位でございましたので、今年度の第3位は大幅に順位を上げたこととなります。

次に、日本経済新聞社による議会改革度調査において、調査対象の813議会中、全国第14位にランキングをされました。この調査は主に議会の情報公開、議会への住民参加、議会運営の方法について設問したもので、過去一、二年の実績などの回答を数値化したものであり、3回目の調査でございます。過去のランキングですが、平成22年度は掲載外でございまして、第117位以下でございました。平成24年度は第115位でございましたので、こちらの調査でも今年度の第14位のランキングが大幅に順位を上げたこととなります。

いずれの調査においても、政令指定都市の中では、第1位となっております。今後も引き続ききちんと成果が出せる議会改革を推進していけるよう、我々議員間で議論を尽くしてまいりたいと考えております。堺市議会は、現状の改革状況を踏まえつつ、引き続き、不断の検証に努め、より市民の皆様のための堺市議会となりますよう、これからも努めてまいります。

これをもちまして、第1部議会報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○吉川敏文議会運営委員長 吉川守副委員長、ありがとうございました。

少し難しい言葉もあったかと思いますが、御理解をいただけましたでしょうか。

それでは、引き続きまして、第2部の議員との懇談会を行いたいと思います。

本日のテーマでございます健康福祉に係る本市の施策事業について、事前に発言のお申し出をいただいております皆さんから、日ごろ感じられていること、あるいは疑問に思っておられることなどをお聞かせいただきまして、議員のほうから議会としての考え方、あるいはお答えを申し上げたいと思います。

冒頭、長谷川議員からございましたように、少し注意事項がございますので、もう一度確認をしたいと思いますけれども、お1人の発言時間、申しわけございませんが、3分以内でよろしく願います。残り30秒になるとベルが1回、残り時間がなくなるとベルが2回、チンチンとこういうふうに鳴りますので、よろしくお願いいたします。

お申し出いただいた方、私のほうからお名前を指定をいただきますので、指定がございましたら、御起立をいただきまして、区名、お名前を申し上げていただいた上で、発言をよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、1番目の方、緊張されますよね、議席2番の〇〇さんからよろしくお願いいたします。

○市民（2番） 堺市西区に住んでおります〇〇と申します。

ことしからめでたくというか、嫌々というか、後期高齢者の仲間入りをいたしまして、張り切っております。私は現在ボランティア団体ニッポン・アクティブライフ・クラブですね、通称ナルクという団体に入っております、活動しているわけですが、この会については、全国展開しております、会員名はほぼ2万名、堺はちょっと200名しかおりませんが、この会の趣旨は、簡単に言うと、会員同士の助け合い、会員になったら会員同士で助け合おうというのが趣旨でありまして、そして、会員の平均年齢が73歳前後なんです。ですから、どうしても病気がち、あるいは認知症の高齢者の会員の生活援助が発生してまいります。

そこで、質問でございますが、現在、堺市でも1万6,000人程度、要支援1、2の方がおられると聞いております。来年の4月から、徐々に要支援1、2の方については、介護保険の対象から外して、そして市町村の事業に移すという大きな条例が出ております。いわゆる地域包括ケアに組み入れるというのか、そういうことを聞いております。そして、必要ならば、ボランティア団体とかNPO法人とか、それから民間企業とかにも委託することもあり得るということも聞いております。

そこで大変早いんですが、ナルクの本部として、どのようにすればいいかというアンケートが私らのところへ来まして、非常に戸惑いました。どのように参加しようかと検討せえというアンケートが来ましたが、行政の大前提、市の方針がまだ決まっておらないのに、非常に戸惑って、まだ早いという回答をしたわけですが、そこで、この問題についてはどのような方針、まだちょっと早いと思うんですが、どのような方針が決まりつつあるのか、発表できる範囲で教えていただければと思います。

そして、私の近隣にも、要支援の方がおられて、週3日ほどデイサービスに通っておられると。どこで聞かれたのか、来年からもう行けんようになるんやということで、ちょっと不安がっておられるんですね。そして、これはいかんわと思って、私きょうちょっとここへ来て発言させていただいたんですが、ネットで探しました、この0928番にはまだ全然触れておられないということはわかりますが、わかる範囲で、これは福祉関係の議員さん、担当の議員さんっておられるんでしょうか、私ちょっと議員さんわからないので、発表できる範囲でちょっとお考えを示していただきたいんですが、以上です。

○吉川敏文議会運営委員長 わかりました。それでは議員のほうから答弁をしたいと思います。池田議員お願いします。

○池田議員 池田でございます。特に福祉担当というわけじゃないですけど、全般にわたっていろいろ勉強しているところでございます。

御質問の趣旨が、介護保険制度が変わるということで、市の当局の考えをお聞きになっておられると思います。それが１点と、あわせて我々議会の考えも述べさせていただきます。

まず、御質問の趣旨である介護保険制度でありますけど、いわゆる従来の介護給付費から地域支援事業に移行するというのは御指摘のとおりです。御存じのように、団塊の世代の方、７５歳以上となるのが平成３７年、２０２５年です。単身の高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、あるいは認知症の高齢者の増加が予想されますと。介護だけではなくて、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム、先ほどおっしゃられていました、その構築が重要であるというのは、それも御指摘のとおりです。

肝心の市の考えなんですけど、はっきり申し上げて、まだ決まっておられません。来年の４月から改正されるのに、何をしてるんやと思われるかもわかりませんが、ただ、これ来年の４月から３年間猶予期間が与えられています。これ私自身の私見、感触なんですけど、どうも平成２９年、３年後に照準を合わせているということはないですけど、なかなか大きな改正の内容ですので、いろいろ勘案して、じっくり検討したいということで、まだ先があるということで決まっていないうのが、どうも現状です。

ここから議会の考え方なんですけど、そもそも今回の改正の趣旨が、毎年５％から６％の伸びが、費用が国全体においてあるということで、それを総枠で総量規制で３から４に抑えるというのが、そもそものこの改正の背景にあります。それに伴って、市区町村でボランティアも活用しようということがあります。ただ、要支援者、おっしゃられましたように、堺市内では要支援１の方が６５歳以上で１万１９１人、要支援２の方が６，４８０人で、合わせて１万６，６７１人おられます。多い数です。資格のないボランティアも介護の担い手にできるようにするというのがあります。ただ、これも基本的には、これ市の担当者がおっしゃるには、何でもかんでもボランティアにしてもらうということは、そこは恐らくないんじゃないかというふうな、これはまだ決まっておませんが、そのようなことはおっしゃられていました。

いずれにしても、我々議会としましては、この事業の実施に向けて条例の改正があります。したがって、この本会議、あるいは健康福祉委員会というのが専門の委員会がありますので、そちらのほうで今後審議を、議論を進めていきたいと思っておりますので、より一層注視していただければと思います。以上です。

○吉川敏文議会運営委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

○○さん、かけていただいて結構です、着席いただいて。堺市の社会福祉審議会高齢福祉分科会というところで実は審議をしております、次回は１２月の１９日、この高齢福祉分科会がございしますが、既に前回の分科会では議論されておまして、２９年、いわゆる３年

間ですね、じっくり今計画を立てながらやったほうがいいんじゃないかという意見も出ておりましたので、また、この議事録もホームページにアップされておりますので、ごらんをいただければよくわかるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、2人目の方、議席3番の〇〇さん、よろしくお願いします。

○市民（3番） 堺区の〇〇です。ちょっと先送りになったんですが、消費税10%の増税、これ安倍総理は全額社会保障費に回すと公言しています。これ堺市として、果たして末端の人たちに恩恵があるように施策できるのかどうか、社会保障とは医療、介護、福祉、年金のことです。私は勝手に加えて、零歳児からの保育、これも今、健康福祉、社会保障と考えているんですけど、今現在も恩恵がなくてはならないのは当然ですけど、増税したときの社会保障としての末端の人たち、本当に医療、介護、福祉、年金が必要な人たちに恩恵がいくように施策できるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、これにつきましては、田中議員、よろしくお願いします。

○田中丈悦議員 田中丈悦でございます。

今、〇〇さんのほうから御質問ありました、この趣旨はですね、一つは、消費税増に伴う社会保障の財源、これがきちんと確保できるのかということと、その財源の確保とあわせて、実際の施策について、きちんとそれらの展開ができるのかと、この二つの御質問だというように理解しております。

まさに本市のみならず、国も含めまして、財源の確保というのが、社会保障行政の基本的な部分にかかわるものです。お金がなければ何もできないということでの御質問ですので、本当に御質問、ありがとうございます。

それで御承知のように、消費税は1989年、平成元年から施行されまして、3%から5%に上がったのが1997年、平成9年、そして、先日10%への消費税増が1年半の先送りが安倍総理が公表されたと、それが2017年の4月1日というふうに表示されております。この5から10に向けたところの社会保障と税の一体改革と言われているんですけども、その第1部分として今現在8%が4月から上げられているというのが一連の流れです。

それで、ことしの3月議会、5から8に上げられるに当たって、私も〇〇さんとほぼ同じ問題意識を持っておりまして、実は3月議会で市当局と議論してまいった経緯がございます。そういった観点から、私のほうからお答えさせていただくんですけども、この5%のときは、〇〇さんも御承知だと思いますけども、5%の内訳、これについて国が4%をとろうと、地方が1%とろうという配分の割合が決められました。それに沿って配分されているわけですけども、それで幾ら地方に1%がおろされてきているのかということで、今現在幾らなんだということになるわけですけども、堺市では、地方消費税交付金というふうな名称になるんですけども、このおろされている金額というのは、24年度なんですけども、約76億2、

000万円、これが堺市におりてます。国の場合は、国、1本ですから、7.4兆円、これが国のほうの4%の分として上がっているということになります。

これらにつきましては、国の場合は社会保障の当時は3要素とっておきまして、年金、老人医療、介護というふうに言われてたんですけども、ただ、地方の場合は、実はこの1%分、つまり堺市の76億2,000万円、これについては社会保障費に使いなさいというふうに限定はされてなかったんです。されてないというのが今の現状なんです。ここが大変大きな、そんな話があるんかという気持ちですが、私も同じなんですけども、持たれるところだと思います。

ところが、今回の1月に総務省から通達が初めて出されまして、これらの今までから上がる分、これについては、地方においても社会保障費に充てなさいということが初めて通知として出されたということになります。ですから、要介護については、ようやく地方においても全部社会保障費に使いなさいということの枠がついたというのが、ことしの1月からの流れになっております。

それで、今回のそういった社会保障と税の一体改革ですが、5から8、あるいは5から10と言われる分について、それでは堺市には幾ら入ってくるんだという議論を3月議会でいたしました。当局のほうの試算を求めたところ、5から8になる場合は、地方の配分が今まで1だったのが1.7になるというふうなことでございまして、結果として61億3,000万円が入ってくると。それと10%になる場合は、この配分が2.2という数字があるんですけども、108億2,000万円、これらが堺市の増加分としておりてくるんだろうというふうな試算がされています。これらのことについて、〇〇さん御指摘のとおり、1円の税金も無駄にせずに、市民の皆さんへと還元をしていくと。この立場に立ちまして、予算とか決算審査でも、これらの引き上げ分の使い道についてきちんとした目的に今後使われていくのかと、また使われてきたのかということにつきまして、一応、通知の枠もございまして、議員、議会としてしっかりとチェックをしていきたいというふうに思いますので、この点はよろしく御理解お願いしたいと思います。

あわせて、〇〇さんの御質問の2番目の、堺市として末端の人まで恩恵があるように施策できるのかどうかという点が残ると思うんですけども、自治体というのは、高齢者福祉、あるいは子育てなどの社会福祉、あるいは国保や介護保険、保健衛生、こういった使途がございまして。これらの使い道について、市民の皆さんからの、きょうもそうなんですけども、御意見をいただきながら、施策の拡充、あるいは充実を図っていくという、この議論を行っていくという役割があると思うんです。したがって、市民の皆さんのぜひ御意見をいただきながら、私たちもしっかりと議論して頑張っていきたいと思いますので、この点を踏まえていただきまして、生活の状況、あるいは御質問等、御意見等、上げていただきますようお願い申し上げまして、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○吉川敏文議会運営委員長 なかなか実感がわからないかもしれませんが、年金財源の3分の1から2分の1、税で賄うだとか、明年1月からは高額療養費が、例えば370万円未満の方は8万円上限が5万円台に下がるだとか、徐々にそういう施策が展開されてくるかと思いますので、また注視していただけたらと思います。

それでは、次に6番の〇〇さん、よろしくお願いします。

○市民（6番） 南区に住んでおります〇〇と申し上げます。

介護予防としまして、校区で筋力アップ体操を10年以上続けておりますが、最初の3回だけ理学療法士さんの指導がありまして、その後は自主活動となっております。自主活動となりますと、マンネリ化して、責任者という方がいないので、そこでいろいろと譲り合いながら活動をやっているということです。それを市の予算をつけていただいて、年に1回でもよろしいので、指導に来ていただきたいというお願いなんです。

それと並びに、平成27年度からの介護保険の見直しについての質問でしたけれども、さきに質問してくださって回答を得ましたので、これが私の質問でございます。よろしくお願いします。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、宮本議員ですかね、よろしくお願いします。

○宮本議員 宮本でございます。今、校区でもさまざまな介護予防のための活動をされているということで、本当に素晴らしいなと思っております。御回答が既にあったということなんです、これから非常に2025年問題ですね、団塊の世代の方々が75歳を迎える時代というのが10年後やってまいります。その点について本当に〇〇様がやっておられるようなところが、予算もつけて、活発にされることが望ましいなと私は考えております。

今、堺市のほうでは、地域包括ケアシステムというのを、非常に今後の取り組みとしては重要と考えております。それで、3年間の介護保険というのは計画ですし、また高齢者の福祉計画というのも3年間で同じようにやっております。それが24年、25年、26年と、3年間やってまいります。この中でも地域包括ケアシステムという、名前がちょっと身近には感じづらい名前なんです、それを進めてまいりました。堺市においては、どちらかといえば、全国的に見れば医療の、病院ですね、病院でありますとか、過疎地に比べれば非常に多いですし、また介護施設もどちらかといえばまだ多いほうだと思います。さまざまな医療や介護、そして地域で、先ほどお話あったように、支えていただくようなボランティアの皆様、そして、介護の、その支えていただく方々、そのあらゆる医療や介護や福祉のその取り巻く環境が、一つ一つは堺市にとってはある程度充実してきていると考えられます。ところが、これから非常に大事になるのは、その連携であると思っております、この連携がうまくいかないと、地域で最期をみとることができないわけなんです。一つは言われた介護予防の問題、元気で地域で暮らしていくと、この問題。それから7割の方が自宅で最期を迎えたいと思っていられる中で、そのケアシステムの充実が求められている

わけですね。ですから、来年度から、27年度から始まります高齢者福祉計画、また介護保険事業計画の中にしっかりとこの堺市としての連携という課題ですね、これを盛り込みまして、地域で支え合える、また病院じゃなくて、自宅で最期をみとれる、このような制度がまだまだこれから期間が必要かと思っておりますので、それを第7期の計画に盛り込めるよう、この議会、あと半年、2回ございますけれども、しっかりとこの点も、私たち議会としては要望を申し上げてまいりたいと思っております。

ともかく、高齢者の方々が安心して地域で、また周りの方々も支え合っていける、このような堺市をめざしてまいりたい、そのためにも議会として取り組んでまいる決意でございます。以上でございます。

○市民（6番） ありがとうございます。

○吉川敏文議会運営委員長 住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで貫いていくための仕組みづくりを国を挙げて、当然堺市もその構築に頑張っていこうということでございますので、よろしくお願いします。

それでは、8番、原田さん※、よろしくお願いします。

○市民（8番） 堺区、原田克史でございます。※

日本国憲法第99条に、「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあります。して、毎回、訴えることながら、憲法前文においては、さらに「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」とございます。

健康を言うなら、第一義には精神の健康が問われるべきでありましょう。例えば隣国との問題に関しても、社会の公器たる新聞に精神の健康があらねば、あえてして虚偽や捏造をもくろむ、して、政府また精神の健康なきがゆえに、ろくすっぽ検証もせずして謝罪をする、あるいは最高学府たる大学の運動部においても精神の健康を忘れたるがために、毎年のように不祥事を引き起こす。かくのごとく、政治にせよ、教育にせよ、あるいは環境、あるいは人権問題、全てこれ精神の健康なくしては確たる進展は望み得ないのであります。憲法に示せる崇高な理想や目的に取り組む、これすなわち精神の健康ではござるまいか。

さて、遠きおもんばかりある行政です。これからは物は物でも、本物の始まり堺として、まずは精神の健康を第一等に推進さるべく願いたし。特に本市は進取の気風と自由闊達な風土、その凛として生氣ある見解を仰ぎたきところであります。

○吉川敏文議会運営委員長 ありがとうございます。今、憲法の前文と99条ですかね、御紹介をいただきましたけれども、それでは、これにつきましては、三宅議員。

○三宅議員 御質問ありがとうございます。というか、まず、精神の健康についてでございますが、2点、実は健康福祉のほうで、私この精神の健康ということで、過去の議論をさかのぼって見てみました。堺市のほうで、このいわゆる精神疾患とか、精神のことについての議

※本人の希望により、氏名を掲載

論で当たるものが、自殺者、堺市の自殺者ということの議論が過去されていたということで、もう1点は、実はこの精神の修練、鍛錬というものを過去の議会でどのように議論されていたかを調べさせていただきました。こちらは、文教委員会でございます。文教委員会で、子どものいわゆる修学旅行についての場所についての議論がございました。

今回、ちょっとお許しをいただきまして、健康福祉の議論、自殺の議論と文教での議論を少し御紹介させていただこうかと思っております。お許しいただけますでしょうか。少し短くして。

堺市の健康福祉で精神疾患の状況を御説明いたしますと、自殺者が毎年200人前後で推移しているという議論がございました。精神を、これはさまざまな外的な要因があったり経済的な要因であったり、また健康問題であったりして疾患、病んでしまうということは多々あります。そこで、本市としては、自殺者対策に早くから取り組んでいたということ、21年から警察、消防局との連携をしていたということを議論しております。また、平成24年度から自殺対策の事業を強化して、自殺対策強化プランを策定しているという報告もございます。

それから、その個人的な相談については、健康問題、先ほど申しました経済の生活活動の問題等があり、専門家を交えて、例えば健康問題については鬱病等の心の健康問題、そして経済問題については、弁護士等も交えながらの専門家によるくらしとこころの休日相談会等を堺市では行っております。また、なかなか平日に出にくいということで、このくらしとこころの休日相談会については、毎月第4日曜日の午後を実施をしているという状況でございます。

いずれにしても、この自殺ということについての原因が多岐にわたるため、専門家の意見を聞きながら、また精神科医師にも相談しながら、堺市はその対策に事細かくケアを今行っているという御報告が議会で議論ございました。

さて、文教委員会で議論されました精神の鍛錬ということについて、実はこれ一つだけこの議論がございましたので、そちらのほうを説明したいと思います。これはですね、中学校で武道教育が推進されるという中において、この礼節を重んじる、また精神の鍛錬を行ってみてはということを文教委員会の委員さんから提案があり、堺市もそのことの取り組みを行ってほしいという議論でありました。

また、この委員さんからは、実は知覧特攻平和会館への視察のことを御説明申し上げ、こういった平和の道しるべということの冊子を、この平和会館では御紹介していると。その中でさまざまな方から御意見をいただいたときに、なかなかこの死というもの、そして生きるということの意義について、現代、私たちは死というものを軽視しているのではないかというような意見がありました。

そこで命の大切さを心で感じ、平和教育を心に刻んでもらうために、修学旅行でこのよう

な平和会館について、ぜひ行っていただきたいというような御意見を議会で申し上げております。

その後を引き継いだ文教委員さんからも、今、我々はそういうことを忘れて、本当にぬるま湯の中で生きている、しかし、日本の置かれている今の環境、そういう国際的な地位、その他は決して楽観できるものではなく、今から若い者を中心に国を愛するとはどういうことか、郷土を愛するとはどういうことか、これをもう一度学習していかなければならないのではないかという問いかけで、この文教委員会ではそういった議論がされております。

私も平和を愛する心、そして郷土を愛する心を教育の段階で考えていかなければならないと考えております。御質問のお答えにはなかなかないかもしれませんが、以上の御回答とさせていただきます。

○吉川敏文議会運営委員長 仏教の教えの中に、色心不二なるを一極というというのがございまして、心と体は一体不二のものであって、どちらがゆがんでも、それぞれがゆがんでいくという、体が傾けば影が傾くように、心が傾けば体も傾いていくということかなというふうに感じまして、原田さんの御意見、しっかり我々議員、胸に持ちながら議会で臨んでまいりたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次ですね、14番でよろしいんですかね、〇〇さん、お願いします。

○市民（14番） 南区に住んでいます障害者の親で〇〇と申します。

障害のある人たちがこの堺で働き暮らし続けるためにというテーマでお話しさせていただきます。

私は、前々回、この場でロングショートの実態をお伝えし、前回、高知で亡くなった仲間の話をしました。そのとき、医療と福祉のすき間がない施策をお願いしました。今、20代の後半の青年は、パソコンを習って働き、ひとり暮らしをしたいと願っておりましたが、ありませんでした。障害があり、制度のすき間にいたからです。彼は筋ジストロフィーの病状が進んで、胃ろうなど、医療ケアが必要で、全介助、作業所に行く前にたんを出すため2時間かかることもあります。寝返りができず、CPAPという、それをつけて眠るので、夜中、母親は何度も何度も起きなければなりません。吸引や経管栄養ができるヘルパーがいまないので、豊中までの通院は母親頼みです。彼は何度も精神的に追い詰められましたが、それでも親からの自立を願い、作業所に通っています。全介助プラス医療ケア、プラス夜間支援が必要な彼が入れるグループホーム、堺にはありません。看護師常駐のショートステイはなく、送迎もありません。支援拠点となるはずのベルデさかいですが、療育手帳B1の彼は対象外で利用できません。夜中もし彼の親に何かあっても、駆けつけてくれる人も、彼を泊めてとくれるところはありません。医療ケアができるグループホームやショートステイ、夜間の複数配置などの人の体制も必要です。

医療ケアができるヘルパー、堺市が積極的に研修や補助を行ってください。いつでもどこ

に住んでいても、誰でも、もしものときに利用でき、助けに来てくれて、泊まることができる身近な地域拠点、堺型地域ホームを待ち望んでいます。災害に備えて、障害者参加の訓練など要配慮者対策も必要です。先日も長野で大きな地震がありました。でも、彼は自助できません。障害者が安心して暮らせるまちは、全ての堺市民が住みやすいまちです。彼の願いも含め、私たちの要望を健康福祉の施策に生かしていただけるよう、どうかよろしくお願いします。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、石本議員、よろしくお願いします。

○石本議員 石本京子でございます。ただいまの〇〇さんの御質問にお答えをさせていただきます。

私、実は初めにお断りをしておかなければいけないのですが、非常に重症のお子さんの事例を紹介していただいたんですが、私は今まで自分がかかわりました事例と関連しまして、いわゆる軽度発達障害という、そういう形での就労支援かなというふうにちょっと考えておりましたんです。最初にロングショートの問題もおっしゃいましたので、そのことにつきましては、私たちも以前からショートステイを繰り返し繰り返し、それがロングになっていると、ロングに、長期にわたっている、そういうロングショートの実態を、何としても解消していかなければならないということで、議会でもこの間、熱心に、何度も話し合われてきたことです。

さらに今の〇〇さんのお話では、寝たきりで筋ジストロフィーのために、たんをとるだけでも、非常に看護師等の専門的な方の手が必要であるという、そういう事例のこともおっしゃいました。しかしながら、それでも成長していくわけですから、親から離れて自立をしたいという、そんな人間としての願いといえますか、それはしっかりと市としても今後受けとめて、何とかしていかなければならないというふうに感じます。

以前読んだ本の中にも、スウェーデン等北欧ではそうした手足が全くない、どう考えても一人で生活するのは無理だというような状況にある障害者の方も自立をして生活をしているという、そうした事例たくさん見ておりますので、今後はそれも重要な課題として、取り組んでいかなければならないというふうに考えて、取り組んでいくということで、その点についてはお許しをいただきたいと思います。

ただ、現在の障害者が働くということで、堺市がとっております施策を一部紹介をさせていただきますと思います。まず、障害者が堺のまちで働いていくためにということで、今、堺市が取り組んでおりますのは、福祉的就労施設での工賃の向上のため、授産製品の開発支援、授産製品販売促進補助といった補助を以前から行ってきました。また、平成24年4月開所の健康福祉プラザでは、授産活動支援センターを設け、市内の障害者施設の授産活動の活性化や、全市の授産活動の発展をめざし、障害者施設への経営診断や指導、商品開発や企画、市場開拓などの営業活動についての支援も行っているということです。また、障害者優

先調達推進法の施行に伴い、本市では平成25年11月20日付で、堺市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る方針を策定いたしました。これは各部局において障害者就労施設などからの発注業務の円滑化を図ることを目的としており、現在、障害者施設が供給する物品に関する情報の庁内ホームページへの掲載や、健康福祉プラザ内の授産活動支援センターの活用による受発注の調整などを行っております。

また、福祉施設から一般就労への移行支援事業も行われております。実態調査によりますと、18歳以下の障害者の2割、39歳以下で見ますと、障害者の3割が一般就労しているということですが、そうした事業所には次のような条件がぜひとも必要だと思われます。1番目は、当然のことながら、障害者への理解のある方がその職場にいらっしゃるということです。2つ目は、勤務場所に障害者に配慮した設備が整っているということです。3つ目は、短時間勤務や就労日数への配慮があることなどです。

しかし現実には、先ほど申しましたように、39歳以下で見ましても3割程度の就労しかないという実態を見るならば、まだまだ多くの困難、課題があるということがわかります。しかし、国におきましても、障害者の就労支援、雇用促進は重要な課題となっており、自立支援法の施行において障害福祉サービスに就労移行支援事業、あるいは就労継続支援事業、このような事業が新たに創設をされております。障害者が一般事業所で就労する際には、実は、先ほど申しましたように、そういう条件がなかったら、職場になじめない、しょっちゅうトラブルがある、あるいはパワハラを受けるという形で、鬱病などを発症して、そして退職という、そうしたことも多々起きております。

しかし、私が関係した事例ですが、就労移行支援事業、ジョブサポート北部というところで、適切なサポートを受けながら、一般事業所での就労を継続している人もいらっしゃいます。障害者施設にはサポーターが最低1人は必ず今現在も配置されているということです。こうした取り組みが非常に軽度の発達といいますか、軽度な障害をお持ちの方には必要なのではないかと思えます。

次にですね、障害者が堺のまちで暮らしていくためにということですが、先ほどの質問者のお話にもありました、やはりグループホーム、これが今、非常に生活の場の確保ということで、この整備が重要と考えております。現在、本市では民間事業者が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に整備費の上乗せを堺市独自で行っております。また、賃貸物件を転用する場合にも、敷金、礼金といった初期費用や設備経費に対する助成を行っています。ただし、金額ですね、具体的に申しますと、国庫補助は上限が2,170万円、そして、それに上乗せする市の単独分は1,000万円ということです。また、賃貸物件では、初期費用では50万円、設備経費では50万円の助成が行われているということです。こういう実態もあるのですが、現在のグループホームの整備状況は決して十分ではありません。154カ所、定員総数は530人ということです。今後、グループホームの整備

を一層進めるとともに、新規参入しやすい支援のあり方、またグループホームの運営体制、とりわけ利用者の生活をサポートする人員配置については、充実に向けて取り組むことが必要です。

先ほどの質問者の御意見にも、お話にもありましたが、本当に重症の障害をお持ちの方も自立できる、その方向をめざしてのグループホームの整備、これもぜひとも必要だと思います。今後は議会においても大いに議論を進めていきたいと思います。

障害者施策につきましても、第4次障害者長期計画及びこれと連動する第4期堺市障害福祉計画の準備が現在進められております。この基本理念が第3期のところにも書いてあるんですが、障害者が住みなれた地域で主体的に共生・協働のもと、生き生きと輝いて暮らせる社会の実現となっております。この基本理念に基づいて、今後、議会も、市、そして何よりも市民の皆さんと御一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、これからどうぞ市政への積極的なかわりと申しますか、よろしく願いいたします。以上です。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、今の〇〇さんと少し関連した御質問いただいております15番、〇〇さん、引き続いてお願いいたします。

○市民（15番） 南区在住の〇〇と申します。私は堺・障害者（児）の生活の場を考える会の事務局をしております。改めて、そのロングショートステイについてですが、今、障害者を抱えている家族の介護問題が顕著になってきています。介護者である親の高齢化や、強度行動障害など障害ゆえに地域で暮らしにくくなるなど、さまざまな理由で在宅の介護ができなくなり、ショートステイを転々とつなぎながら、長期間にわたって暮らさざるを得ない障害者が、堺市の調査でも6月の時点で26名いることが判明しました。当会でも、昨年度に同様の調査を行いました、その時点で25名のケースが上がってきました。本来ショートステイは1週間をめどにした短期間の緊急一時的な施設です。着がえや生活に必要なものを入れた大きなかばんを持って1週間ごとにショートステイを転々とする生活が1年、2年と続くのです。堺市にはそういう人が入れる入所施設はありません。施設はありますが、地域移行施策のもと、定員数の削減が数値目標とされる中で、入れる入所施設がないのです。

現在、堺市民の施設入所者数は486名と聞いております。その内訳は、市内の施設に入所している人が166名、大阪府内が200名、府外の施設に116名とのことです。そして、入所施設の待機者数は、更生相談所がつかんでいるだけでも170名に上るそうです。グループホームの建設も事業所頼みで、これらの人を入所させるだけの数に追いつかない状況なのですが、地域で問題を起こしたり、医療的ケアが必要で、在宅介護が困難になっている障害者には、一定の空間や体制が確保されている入所施設でないと、安心して暮らすことはできません。この26名の実態を堺市として把握して、何らかの手だてを打つことはできないのでしょうか。少なくとも、その中でも在宅介護ができないと思われるケースについては、堺市の責任で安心して暮らせる場を今すぐに確保することはできないのでしょうか。グル

ープホームだけでなく、入所施設の建設を堺市として推進していくということではできないのでしょうか。有効な施策を堺市の責任で実施されることを強く要望いたしまして、私の発言を終わります。以上です。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、大林議員、よろしくお願いします。

○大林議員 大林健二でございます。今の御質問にお答えをさせていただきます。

今、〇〇さんからの御発言でございました、介護者である保護者の高齢化、また家族介護力の低下や、親亡き後の支援の問題、また現在及び将来への深刻な悩みであると私も考えております。これらを解消すべく、一人一人の状況に応じたきめ細かい支援のあり方や、安心できる地域づくりを進めるための施策が非常に重要であるというふうに認識しております。

今お話にありましたショートステイのつなぎ利用、またロングショート利用の問題、決して好ましい状況ではないと、また御発言いただいたこの状況も含めて、その解消というのは急務であるというふうに考えております。

現実的に地域生活における、現在では重要な資源であるショートステイ、本来利用したいときに利用できる事業であるべきであります。現状なかなか必要なときに利用できない場合が多い。決して充足しているとは言えない状況であります。また、先ほどもありましたけれども、このサービス提供の体制、その確保にも課題が残っている現状でございます。本市では、このショートステイ事業者に関して、新規参入も少しはございまして、十分とは言えませんが、年間30床ぐらいの増加でございまして、また、このショートステイに夜間・休日のコールセンターを併設した堺型地域ホームの活用を図って、24時間の見守り体制、地域における支援のネットワークづくりも重要であると、さらに強化が必要であると思っております。

そして、もう一つの障害者の暮らしの場の確保として、グループホームも非常に重要であると、また利用ニーズも高いとお聞きしております。グループホームにおきましては、約ですけど、50人分の整備が毎年されてございまして、これらもショートステイ同様に、これまで以上の整備を行う必要があるというふうに思っております。このグループホーム、またショートステイについては、もっともっといろんな方が事業者として参入をしていただけるような環境整備も一つ非常に大事なのかなというふうには感じております。今後、議会としてもこのことをしっかり議論していきたい。

また先ほど出ましたけれども、今年度は第4期障害者福祉計画の策定年度であることから、今回、議題となりますそのグループホーム、またショートステイの見込み量や数値目標について、一刻も早く議会としてこのことを質問をいたしまして、1つの提言を行っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉川敏文議会運営委員長 よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、17番、〇〇さん、お願いいたします。

○市民（１７番） 南区に住んでおります○○です。精神疾患の方を持つ家族のグループを主宰しております。

重度障害者の医療費助成を、精神障害者にも適用していただきたいというふうに思っております。身体障害者及び知的障害者の重度障害者と同等に全診療科の入院、通院費の助成をお願いしたく思っています。精神障害者については、精神科の通院医療以外の診療科目については、助成対象になってはおりません。現在は、入院した際とか、それから歯の治療、どうしても歯の治療を受ける者が多いんですが、これは服薬の関係ですが、そういったのも３割負担、入院したときも３割負担、最低３カ月は精神疾患の者は入院しますよね。そうしたら、月２０万円ぐらいの支払い、３カ月やるわけですね。こういった慢性疾患は、それから１回の入院で終わるわけじゃなくて、慢性疾患ですから、入院もたびたび繰り返す実態が多いわけですね。なおかつ、合併症も普通の方の三、四倍ぐらい多いわけです。糖尿病であるとか、いろんな疾患が出てまいります。これを支えているのは、ほとんど高齢の親です。思春期から２０代半ばにかけて発症する際の親というのは、退職する間際か、退職した方々の親がほとんど、その高齢の親が支えているという状況になっています。

この精神疾患というのは、五大疾病にも挙げられているくらい患者数多いわけですね。堺市では、現在、約１万３，０００人、これから３２年に向けては増える傾向があって、１万５，０００人にはなるだろうというふうに行政のほうも数値を上げています。こういった方が、十分に安心して医療を受ける状況にしていきたいというふうに思っております。

医療状況、経済的医療状況を保障をされ、社会的な支援の手があれば、６割は社会復帰されている可能性があるわけです。府議会でもことし３月、全会派でこの問題について意見書を提出していただきました。ぜひ堺市においても審議していただきたいというふうに思っております。以上です。

○吉川敏文議会運営委員長 では、深井議員、よろしくお願いします。

○深井議員 深井でございます。よろしくお願いいたします。

堺市では、障害者医療費助成制度について、次の障害者の状態に応じて、医療費助成を行っています。まず、身体障害者手帳１級、２級に該当する方、そして、知的障害者の程度が重度の方、そして、知的障害者の程度が中度で身体障害者手帳をお持ちの方、また精神障害者の方への助成については、６５歳以上で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による精神通院医療を受けている方を対象に、老人医療費助成を行っています。これらは大阪府の補助基準に基づき、所得制限を設けて実施しているところであります。

なお、御質問いただきましたことについてでございますけども、大阪府に対しては、障害者医療費公費助成制度について、精神障害者を対象に加え、精神保健福祉手帳の等級に基づき実施するよう、また身体障害者手帳３級及び４級の一部、並びに知的障害者の中度まで対象範囲を拡大されるよう大阪府市長会を通じて要望をしております。今後も引き続き要望し

てまいりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、重度障害者の医療費助成についてであります。堺市では、重度の障害者で、居宅において療養が必要な方の在宅医療の推進及び福祉の推進を図るため、訪問看護利用料助成として、重度の障害者で居宅の療養をしている方が訪問看護ステーションによる医療サービスを受けた際に、その利用料の自己負担が1割となるよう助成をしておりますが、市議会といたしましては、さらなる自己負担の軽減が急務と考え、現在、堺市当局に対して強く要望しているところでございます。以上でございます。

○吉川敏文議会運営委員長　あと、先ほどちらっと申し上げました高額療養費の来年1月からの改正ですけれども、これは障害者にかかわらず、慢性疾患をお持ちの方とか難病の方、毎月の自己負担額が大きくなる、770万から非課税まで、一律8万1,000円の負担、これが来年1月から370万円未満非課税の方は5万7,600円に減額されるという、ですから、それだけで負担が3万数千円、軽減される、全国的に対象者4,000万人ぐらいと伺っておるんですけれども、そういう部分を、またごらんをいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、18番、〇〇さん、よろしくお願いします。

○市民（18番）　西区から参りました〇〇と申します。98歳の両親を持っております。

先ほどからグループホームという言葉が出ております。中区でお世話になっておりました母親のことなんですけれども、こういう議会の場でどうかと思いましたが、こういう場でないと皆さんの耳に届かないということでアドバイスがございまして、本日やってみりました。

中区といいますと、日本で終戦間もなくから、一番の歴史を持った事業所がございます。堺を、堺の福祉を牽引していくという、私も介護のほうのお仕事をしておりましたので、そういう立場で認識しておりました。ただ、その中区で起こりましたことなんです、グループホームでの転落事故ですね、それに端を発しまして、入院、手術ということになりましたが、10日余りで驚くようなグループホームからの退去という話がございました。といいますのは、3点の理由をもってグループホームのほうでは介護者である私のほうに、一方的な屈辱的なお話で、退去せざるを得なくなりまして、入院中でございましたが、術後4日目の出来事で、きちんと歩行もできて、手術もうまくいき、歩行もできておりまして、退所についての相談にお伺いしますといった日に、地域包括支援センターからの依頼により、また医療相談員からの戻ってこないという話、また介護者である私からの確認を得たという3点で、夜間に荷物を出せという、相談に伺った日にそういうお話がございました。

納得がいきませんので、後日、事故報告から全て説明してくださいということでしたが、それも一方的な内容で、このお話を御相談に、ありとあらゆるところへ伺いましたが、堺市は政令都市で、堺市のほうに移管されています。また、契約上のことにつきましては、民事

でやってください。行政の介護事業者課というところですね、地域包括支援センターも全て参りました、法律相談も。しかし、その受け皿、相談する受け皿というところが、いずれも民事でやってくださいということを勧められました。これにつきまして、今、グループホームのことを今までお話ございましたが、やっぱり悪質な事業者ときちっと努力している事業者、いずれも介護保険という、お金が全てそこへ回っていきます。その扱いというのを、もう少しよく検討していただきたいなと思っております。私、ケアマネの仕事も始めておりますが、こういった事業者に対して、同じく真面目にきちんと誠実にやっている事業者と、同じに介護保険を回していただくというのは、大いに不満です。

○吉川敏文議会運営委員長 この件につきましては、ちょっと個別具体的話になりますが、少し平田議員のほうから御答弁申し上げます。

○平田大士議員 平田でございます。今の意見としまして、まだ私どもも今初めて聞かせていただきましたので、介護事業者課にも確認をしまして、またきっちりとした答弁を議会事務局を通してでもさせていただきたいと思います。またですね、個別的にちょっと相談をお話を聞かせていただけたらと思いますので、その辺でちょっと御理解いただけたらと思います。

○吉川敏文議会運営委員長 ○○さん、済みません、申しわけないですが、もしよろしければ、きょうお帰りの際に、御住所、連絡先等、事務局のほうにお預けいただけましたら、議会のほうからまた連絡させていただくということでよろしいでしょうか。

○市民（１８番） 開いた口がふさがらないというか、監督省庁はどこなんやということを、皆さんから尋ねられ、現場で一生懸命やっているスタッフは、もちろん目が点になっております。

○吉川敏文議会運営委員長 わかりました。その詳細も含めて、ちょっと後日、伺うということでもよろしいでしょうか。済みません。

それでは、最後になりました、２１番、○○さん、よろしくお願いいたします。

○市民（２１番） 南区在住の○○です。よろしくお願いいたします。

ことし７月発行の広報さかいに、来年７月、堺市立総合医療センター開院に向け、建設進むとの見出しで、地上９階建てのイメージ図がありました。わあ、すごい立派な病院ができるのだなと思いましたが、まさかその記事の下に、私たち泉北ニュータウンにある泉北急病診療センターの小児科が閉鎖されとの記載には気がつきませんでした。以来４カ月後の最近になって、その重大ニュースを知り、本日、ちょうど健康福祉にかかわる堺市の施策事業について、市民の意見を聞いていただけると知って、勇んで出席させていただきました。

泉北急病診療センターの小児科は、１９８９年より２６年間、当初、昼間のみが土曜、日曜の夕方も、さらに毎日夜間及び早朝まで患者を受け入れると発展してきました。昨年１年間に２万５、０００人の小児が救急に診てもらっています。特に冬場の１２月から３月には、合計１万人の患者です。年齢別では、１歳児が断トツの４、２６０人、ゼロ・二・三歳児が

各約 3,000 人となっています。さらに日曜日の午前中だけでも約 7,000 人、深夜には年間 4,000 人がかかっています。これだけ多くの乳幼児を含む小児が急病になったとき、この泉北急病診療センターがあることで、大変助かっています。若い親たちの安心の場となっています。このセンターの地域別受診患者数をとっても、泉北に立地していることの有意性があります。南区が全患者数の 25%、4 人に 1 人です。子育てで一番の不安である子どもの急病に、いつでも近くのお医者さんに診てもらえることは、何よりの安心です。その心の支えとなる泉北急病診療センターをなくさないでください。

西区にできる堺市立総合医療センターに併設される堺市子ども急病医療センターは、人口 80 万の政令指定都市堺市には大変重要ですが、しかし 1 分 1 秒を争う乳幼児の急病診療施設は、住民のできるだけ近くにあることが大切です。泉北には今ある急病診療センターをそのまま残してください。

最後に、ことし泉北ニュータウンの長年の要望でありました泉北高速鉄道の値下げが実現しました。私たち住民の喜びはもとより、この値下げで若い人がニュータウンに移り住むことが予想されます。そうなったとき、彼らの将来において、泉北急病診療センターは子育てに不可欠ではないでしょうか。次世代を担う子どもたちが元気に育つためにも残してください。お願いいたします。以上です。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、高木議員、よろしくお願いします。

○高木議員 高木でございます。

今、泉北急病診療センターの小児科がなくなるというニュースをごらんになって御質問をさせていただきました。本当に昨今、少子化が叫ばれる中、私も南区に住んでおりまして、子どもを持つ母親といたしまして、この件に関しましては、以前から大変関心を持っておりました。

そんな中、御承知かもしれませんが、厚生労働省が実施をいたしました平成 22 年度の調査によりますと、人口 10 万人当たりの小児科が、主たる診療従事者、医師数、これが全国平均が 12.4 人、大阪府は 12.9 人、大阪市が 14.1 人、神戸市は 16.0 人、京都市が 19.1 人であるのに対しまして、堺市は 10.8 人と、大変堺市の小児科医が少ない状況であるのがおわかりいただけるかと思います。

急病診療センターで勤務をいただいている医師、これは堺市医師会の協力を得まして、市内の小児科医にお願いするだけではなく、近隣の大学病院の小児科への小児科医の依頼ですとか、急病診療センターで勤務することを了承していただいた市外の医師の名簿を独自に作成するなど、工夫と努力を重ねているわけでございますけれども、それがようやく確保することができている、そんな今状況でございます。

全国的に小児科医師がますます減少していく中で、特に先ほども申されておりました夜間に受診する子どもたちもたくさんおります。そんな中で、夜間勤務が可能な医師を探してく

ると、確保してくるということが、今後、一層困難な状況になることが予測されます。このような状況の中でいって、子どもたちの多くは、軽症で入院や手術を必要としない場合が大半でございます。これからインフルエンザ等、はやってくる時期でございますが、例えば高熱が出ても、インフルエンザと診断されれば、お薬をいただいて、1日分いただいて、帰宅するというものが大半でございますけれども、平成24年度の統計によりますと、総患者数、宿院のほうと泉北の両方合わせまして、24年度が2万7,467人中、654人、全体の2.4%になりますけれども、こちらで入院や手術を必要とする重篤な患者さんであるということでございます。こういった重篤な患者に対しましては、急病診療センターでは、なかなか対応ができかねるということで、その時点から救急車に乗って搬送されるわけなんですけれども、その患者さんが先ほど申し上げました654人中107人のお子さんたちが該当するということでございます。

次の病院へ搬送する場合、この救急車に医師が同乗する、それが深夜帯であったりする場合、ごくまれに急病診療センターに医師が不在になってしまうというような課題も抱えております。また、子どもの場合、私も子どもをよくこの泉北急病診療センターにも連れていきましたけれども、つい何でも子どもは小児科だと思いがちなんですけれども、例えば気づかないうちに頭を強打していて、それで嘔吐をしている、それだけを見て、小児科へ連れていって、実は外科の所見が必要であると、そういった小児科だけで解決し得ないような場合もあると。そういったことを防ぐためにも、またこういった重篤な患者さんを救うためにも、今回小児救急の拠点を集中すると。そして、新たに整備するこの急病診療センターを、急速に重篤化する場合など、また、いざというときの対応が可能であるということ、それから持続可能な小児救急医療体制を確保できるということで、堺市民の安心・安全が守れる、そういったことで御理解をいただきたく思います。

けれども、冒頭申し上げましたように、私も南区選出の議員であります。そしてまた、南区に住む子育て世代の代表でもございます。そういったことでも、本当に若い世代の方々の十分お気持ち、理解できるところでございます。今後は少しでもそういった方々、子育て世代の御負担を軽減できるように、しっかりとこの件に関しては、議論を進めてまいりたいなと思っておりますので、どうか御理解いただけますようお願い申し上げます。以上です。

○吉川敏文議会運営委員長 それでは、皆さん、大変に9名の方、御意見・御質問いただきましてありがとうございます。十分御答弁ができなかったかもしれませんが、本日お答えさせていただける範囲では精いっぱいお答えをさせていただいたと思っております。本日いただきました皆様方の貴重な御意見、御質問等は、今後の議会において、我々議員一同、しっかりとそれを発揮をして、議会活動の中で発揮をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後に、水ノ上成彰副議長より閉会の挨拶を申し上げたいと思います。

○水ノ上副議長 副議長の水ノ上です。きょうは長時間、本当にありがとうございました。1

1月の3連休の最終日、行楽日和にもかかわらず、このように議会報告会にお越しいただきまして、また今日は、健康福祉にかかわる施策事業というテーマを絞った議会報告でしたけれども、その中でもたくさんの貴重な御意見をいただきました。我々議員といたしましても、今日いただいた御意見は、しっかりと議会の場で審議したいというふうに思っています。

今後とも堺市議会に対して御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、お手元のアンケートにつきましては、御記入をいただきまして、出口扉付近の回収箱まで御持参いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本日お配りいたしました資料やクリアケースは、お持ち帰りいただいて結構でございます。長時間本当にありがとうございました。今後ともこういう議会報告会を開催させていただきました日には、またお越しいただきまして、きょう以上に、また活発な御意見をいただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。（拍手）

○午後2時48分閉会